

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令新旧対照表  
改正後

第七條 (申告による源泉徴収特別税額等の還付等)  
 第七條 法第十九條第一項、第三項、第四項又は第八項の規定により還付する復興特別所得税については、所得税法施行令第二編第五章第三節第一款(同令第二百九十三條において準用する場合を含む。)及び第二百九十七條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「確定申告書」とあるのは「復興特別所得税申告書」と、「源泉徴収税額」とあるのは「源泉徴収特別税額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百六十七條第一項	省略	省略
第二百六十七條第一項第二号	省略	省略
第二百六十七條第四項	省略	省略
第二百六十七條第五項	省略	省略
第二百六十八條第一項	省略	省略
第二百六十八條第一項第一号	省略	省略

第七條 同上  
 (申告による源泉徴収特別税額等の還付等)

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

第二百七十条				条 第二百六十九	号 第二百六十八 条第三項第二	号 第二百六十八 条第三項第一	条 第二百六十八 条第三項	条 第二百六十八 条第二項
省略	省略	法第百三十九条第一項若しくは第百六十条第一項		省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	特別措置法第十九条第三項若しくは第二十三条第三項	特別措置法第十九条第七項において準用する法第百三十九条第三項若しくは特別措置法第二十三条第七項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）において準用する法	省略	省略	省略	省略	省略

同上				同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	法第百三十九条第一項若しくは第百六十条第一項若しくは第二項	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	特別措置法第十九条第三項若しくは第二十三条第四項若しくは第五項	特別措置法第十九条第七項において準用する法第百三十九条第三項若しくは特別措置法第二十三条第九項（更正等又は決定による源泉徴収特別税額等の還付等）において準用する法	同上	同上	同上	同上	同上

第二百七十条 第一号	省略	省略	省略	省略	法第百三十九条第二項又は第百六十条第二項（更正等による予納税額の還付）	特別措置法第十九条第四項又は第二十三条第四項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）
	法第百三十九条第二項又は第百六十条第二項（更正等による予納税額の還付）	特別措置法第十九条第三項又は第二十三条第三項	特別措置法第十九条第三項又は第二十三条第三項	特別措置法第十九条第三項又は第二十三条第三項	特別措置法第十九条第三項又は第二十三条第三項	特別措置法第十九条第三項又は第二十三条第三項
第二百七十条 第二号	省略	省略	同項第四号	省略	法第百三十九条第一項又は第百六十条第一項	特別措置法第十九条第三項又は第二十三条第三項
第二百九十七 条第一項	省略	省略	省略	省略	省略	省略
第二百九十七 条第三項	省略	省略	省略	省略	省略	省略

2 省略

（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）

第八条 法第二十三条第一項、第三項又は第四項の規定により還付する復興特別所得税については、所得税法施行令第二百七十七条及び第二百七十八条（これらの規定を同令第二百九十五条において準用する場合を含む。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「源泉徴収税額」とあるのは「源泉徴収特別税額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる

同上	同上	同上	同上	同上	法第百三十九条第二項又は第百六十条第三項（更正等又は決定による予納税額の還付）	特別措置法第十九条第四項又は第二十三条第六項（更正等又は決定による源泉徴収特別税額等の還付等）
同上	同上	同上	同項第五号	同上	法第百三十九条第一項又は第百六十条第一項若しくは第二項	特別措置法第十九条第三項又は第二十三条第四項若しくは第五項
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

2 同上

（更正等又は決定による源泉徴収特別税額等の還付等）

第八条 法第二十三条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定により還付する復興特別所得税については、所得税法施行令第二百七十七条及び第二百七十八条（これらの規定を同令第二百九十五条において準用する場合を含む。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「源泉徴収税額」とあるのは「源泉徴収特別税額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

字句に読み替えるものとする。

第二百七十八 条第二項	省略	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二十三條第一項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）
	省略	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二十三條第一項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）
第二百七十八 条第一項	法第百六十條第二項（更正等による予納税額の還付）	特別措置法第二十三條第四項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）
	特別措置法第二十三條第一項	特別措置法第二十三條第一項
第二百七十八 条第一項第一 号	法第百六十條第一項	特別措置法第二十三條第三項
	法第百二十條第二項各号（確定所得申告）	特別措置法第十七條第四項各号（課税標準及び税額の申告）
第二百七十八 条第二項	法第百三十九條第二項（予納税額の還付）又は第百六十條第二項	特別措置法第十九條第四項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）又は第二十三條第四項
	法第百三十九條第一項	特別措置法第十九條第三項又は第

の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上	同上	同上
	同上	同上
同上	法第百五十條第一項又は第二項	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二十三條第一項又は第二項（更正等又は決定による源泉徴収特別税額等の還付等）
	法第百五十九條第一項又は第二項	特別措置法第二十三條第一項又は第二項
同上	法第百六十條第三項（更正等又は決定による予納税額の還付）	特別措置法第二十三條第六項（更正等又は決定による源泉徴収特別税額等の還付等）
	特別措置法第二十三條第一項又は第二項	特別措置法第二十三條第一項又は第二項
同上	法第百六十條第一項又は第二項	特別措置法第二十三條第四項又は第五項
	法第百二十條第二項各号（予納税額の意義）	同上
同上	法第百三十九條第二項（予納税額の還付）又は第百六十條第三項	特別措置法第十九條第四項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）又は第二十三條第六項
	法第百三十九條第一項	特別措置法第十九條第三項又は第

条第一項第二号		一項又は第六十		第二十三條第三項	
条第一項		省略		省略	
同項第四号		同項第三号		省略	
省略		省略		省略	
第二百七十八條第三項		法第六十條第一項又は第二項		特別措置法第二十三條第三項又は第四項	
省略		省略		省略	
法第六十條第一項		特別措置法第二十三條第三項		特別措置法第二十三條第三項	

2 第四条第二項及び第三項の規定は、法第二十三條第六項の規定により還付があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

(源泉徴収義務等)

第十條 省略

2 省略

3 次の各号に掲げる規定は、法第二十八條第一項、第五項又は第六項の規定により当該各号に定める所得税と併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税について、それぞれ準用する。この場合において、租税特別措置法施行令第二十五條の十の十一第九項各号及び第十四項並びに第二十六條の十二第二項中「納付すべき金額」とあるのは、「納付すべき所得税の額に係る復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

一・一の二 省略

二 租税特別措置法施行令第二十五條の十の十一第七項から第十二項まで

同上		同上		同上	
同上		同上		同上	
同項第五号		同上		同上	
同上		同上		同上	
法第六十條第一項から第三項まで		特別措置法第二十三條第四項から第六項まで		特別措置法第二十三條第四項又は第五項	
同上		同上		同上	
法第六十條第一項又は第二項		特別措置法第二十三條第四項又は第五項		特別措置法第二十三條第四項又は第五項	

2 第四条第二項及び第三項の規定は、法第二十三條第八項の規定により還付があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

(源泉徴収義務等)

第十條 同上

2 同上

3 次の各号に掲げる規定は、法第二十八條第一項、第五項又は第六項の規定により当該各号に定める所得税と併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税について、それぞれ準用する。この場合において、租税特別措置法施行令第二十五條の十の十一第八項各号及び第十三項並びに第二十六條の十二第二項中「納付すべき金額」とあるのは、「納付すべき所得税の額に係る復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

一・一の二 同上

二 租税特別措置法施行令第二十五條の十の十一第六項から第十一項まで

及び第十四項の規定 租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項又は第三項の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税  
三〇六 省 略  
4 省 略

(復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例)  
第十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

租税特別措置法施行令					第一欄	省略	第二欄	省略	第三欄	省略	第四欄	省略
第四条の六の二第十九項					省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

及び第十三項の規定 租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項又は第三項の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税  
三〇六 同 上  
4 同 上

(復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例)  
第十三条 同 上

同上					第一欄	同上	第二欄	同上	第三欄	同上	第四欄	同上
同上					同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

この政令は、令和四年一月一日から施行する。

附則

2  
5  
省略

省略								省略
省略	省略						第二十五条の 十の第十一第十 三項	省略
省略	省略	還付をした所得 税の額	の額、	同条第一項	の徴収	又は同条第三項	省略	
省略	省略	当該所得税の額に係る 復興特別所得税の額の 合計額並びに還付をし た所得税の額及び当該 所得税の額に係る復興 特別所得税の額の合計 額	の額及び当該所得税の 額に係る復興特別所得 税の額の合計額、	法第三十七条の十一の 四第一項	及び復興特別所得税の 徴収	又は同条第三項及び特 別措置法第二十八条第 一項又は第五項	省略	

2  
5  
同上

同上								同上
同上	同上						第二十五条の 十の第十一第十 二項	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	